

埼玉県子育て応援分譲住宅認定制度要綱

制 定 平成24年4月1日

改 正 平成28年10月12日

改 正 平成29年4月1日

改 正 平成29年5月15日

改 正 令和3年2月2日

改 正 令和7年1月1日

(目 的)

第1条 この要綱は、子育てにやさしいハード・ソフトの工夫をしている優良な分譲住宅団地を埼玉県子育て応援分譲住宅として知事が認定することで、子育てしやすい住環境の形成と今後の高齢社会を支える若年世代の県内への定住を促進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建築動態統計調査規則（昭和25年12月22日建設省令第44号）第3条第2号の調査において定める定義によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 分譲住宅団地とは、一戸建ての分譲住宅及び住民の利便に供するための施設が集团的に建設される一団の区域をいう。
- (2) 埼玉県子育て応援分譲住宅（以下「応援分譲住宅」という。）とは、埼玉県内の分譲住宅団地のうち、別に定める子育てに配慮した要件及び基準に適合するものとして知事が認定するものをいう。
- (3) 子育て支援サービスとは、子どもを生み、育てる者を支援するサービスをいう。
- (4) 申請者とは、分譲住宅団地の開発事業者または販売事業者等で応援分譲住宅の認定を受けようとする者をいう。

(認定対象)

第3条 この要綱に基づく認定の対象となる分譲住宅団地は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 5戸以上の新築住宅で構成される分譲住宅団地であること。ただし、住宅の延べ面積が100㎡以上かつ敷地面積が110㎡以上の住宅で、周囲の住宅とコミュニティの形成が図れる場合は1戸以上とする。
- (2) その他法令等に違反していないこと。

(認定基準)

第4条 応援分譲住宅の認定基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 分譲住宅団地について、子育てに資する一定の取組を実施していること。
- (2) 分譲住宅団地の団地環境について、子育てに資する工夫及び整備を実施していること。
- (3) 分譲住宅団地を構成する全ての住宅における工夫が子育てに資するものであること。

(4) 分譲住宅団地が子育てに適している立地にあること。

2 前項の認定基準に関し必要な事項は、埼玉県子育て応援分譲住宅認定基準で定める。

(認定の申請)

第5条 申請者は、認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に2部提出するものとする。

(1) 位置図

(2) 設計図(設計概要書、配置図、各階平面図)

(3) 分譲住宅団地構成表(様式第2号)

(4) 分譲住宅団地を構成する住宅に関する建築基準法に基づく確認済証の写し

(5) 第4条の認定基準を満たすことが分かる書類

(6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定により認定申請書を提出した申請者は、認定を受けようとする分譲住宅団地又は分譲住宅団地を構成する住宅の工事の中止等の理由により、認定申請を取り下げる場合は、すみやかに知事にその旨を通知しなければならない。

3 第1項による申請は、令和7年3月31日をもって受付を終了する。

(認定審査)

第6条 知事は、前条第1項の規定により申請があった分譲住宅団地について認定審査を行う。

(認定)

第7条 知事は、前条の審査の結果を踏まえ、その計画が実行された際に認定基準に適合すると判断できる場合は、認定し、認定書(様式第3号)を交付するとともに、その概要を公表することができる。また、認定基準に適合しないと判断した場合は、認定基準に適合しない旨の通知(様式第4号)により申請者にその旨を通知する。

2 申請者は、認定を受けた分譲住宅団地であることについて広告・表示する場合、次の各号に定める事項を記すことができる。

(1) 当該分譲住宅団地が応援分譲住宅の認定を受けたこと。

(2) その他、認定基準に適合した内容に関すること。

(変更認定の申請)

第8条 前条第1項の規定により認定を受けた申請者は、第5条第1項による申請内容のうち第4条に定める認定基準に係る事項を変更した場合、すみやかに変更認定申請書(様式第5号)に変更内容が分かる書類を添えて知事に2部提出しなければならない。ただし、その計画が実行された際に、変更後も認定基準を満たすことが明らかで、軽微である場合はこの限りでない。

(変更認定審査)

第9条 知事は、前条の規定により申請があった分譲住宅団地について、変更認定審査を行う。

(変更認定)

第10条 知事は、前条の審査の結果をふまえ、その内容が認定基準に適合すると判断できる場合は、変更を認定し、変更認定書(様式第6号)を交付する。

2 知事は、前項により認定された変更の概要を公表することができる。

(工事竣工の届出)

第11条 申請者は、当該分譲住宅団地又は当該分譲住宅団地を構成する住宅の建築に係る工事が竣工したときは、竣工届出書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事宛に届け出なければならない。

- (1) 分譲住宅団地を構成する住宅に関する建築基準法に基づく検査済証の写し
- (2) 第4条の認定基準を満たすことが分かる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、必要に応じて応援分譲住宅の申請者に対し、第3条及び第4条の規定の適合状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、第7条第1項による認定及び第10条第1項による変更認定を取り消し、申請者に認定取消書（様式第8号）により通知する。

- (1) 応援分譲住宅が認定要件及び基準に適合しなくなった場合
- (2) 応援分譲住宅の申請者から認定の取消しの申出があった場合
- (3) 申請者が、正当な理由なく第8条に規定する申請又は第11条に規定する届出を怠った場合
- (4) その他、知事が設計認定を取り消す必要があると認める場合

2 知事は、前項の規定により竣工認定を取り消すとき、理由を付して申請者に通知する。

(施行の細目)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、要領に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

申請者
住 所
氏 名
(法人の場合は事務所の所在地、名称及び申請者氏名)

埼玉県子育て応援分譲住宅認定申請書

次の分譲住宅団地について、埼玉県子育て応援分譲住宅認定制度要綱第 7 条第 1 項の規定に基づく認定を受けたいので、同要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

分譲住宅団地の名称			
所 在 地			
用 途 地 域			
工事着手予定日	令和 年 月 日		
工事竣工予定日	令和 年 月 日		
団地全体の敷地面積	m ²	住 戸 戸 数	戸
子育て応援に関する コ ン セ プ ト			

(様式第 2 号)

分譲住宅団地構成表

分譲住宅団地の名称

NO	住棟番号等	階建	住宅の敷地面積	住宅の延べ面積
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(様式第3号)

住 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

印

埼玉県子育て応援分譲住宅認定書

次の分譲住宅団地については、審査の結果、埼玉県子育て応援分譲住宅認定制度要綱の認定基準に適合すると認められるため、同要綱第7条第1項の規定により、認定します。

記

認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	令和 年 月 日
分譲住宅団地の名称	
所 在 地	
子育て応援に関する コ ン セ プ ト	
注 意 事 項	契約者には、認定内容などを重要事項説明書に記載するなど、十分説明してください。

(様式第 4 号)

住 第
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

印

埼玉県子育て応援分譲住宅認定基準に適合しない旨の通知

次の分譲住宅団地については、審査の結果、同要綱第 7 条第 1 項の規定により、埼玉県子育て応援分譲住宅認定制度要綱の認定基準に適合しない旨を通知します。

記

申 請 年 月 日	令和 年 月 日
分譲住宅団地の名称	
所 在 地	
理 由	

(様式第 5 号)

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

申請者
住 所
氏 名
(法人の場合は事務所の所在地、名称及び申請者氏名)

埼玉県子育て応援分譲住宅変更認定申請書

次の分譲住宅団地について、埼玉県子育て応援分譲住宅認定制度要綱第 5 条による申請内容に変更が生じたので、同要綱第 8 条の規定により申請します。

記

分譲住宅団地の名称			
所 在 地			
用 途 地 域			
工事着手予定日	令和 年 月 日		
工事竣工予定日	令和 年 月 日		
団地全体の敷地面積	m ²	住 戸 戸 数	戸
子育て応援に関する コ ン セ プ ト			
変 更 内 容			

(様式第 6 号)

住 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

印

埼玉県子育て応援分譲住宅変更認定書

次の分譲住宅団地について、審査の結果、埼玉県子育て応援分譲住宅認定制度要綱の認定基準に適合すると認められるため、同要綱第 10 条の規定により、変更設計認定します。

記

変更認定番号	変更第 号
変更認定年月日	令和 年 月 日
分譲住宅団地の名称	
所 在 地	
子育て応援に関する コ ン セ プ ト	
注 意 事 項	契約者には、認定内容などを重要事項説明書に記載するなど、十分説明してください。

(様式第 7 号)

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

申請者
住 所
氏 名
(法人の場合は事務所の所在地、名称及び申請者氏名)

埼玉県子育て応援分譲住宅竣工届出書

埼玉県子育て応援分譲住宅認定制度要綱に基づく認定を受けた次の分譲住宅団地に
係る住宅について工事が竣工したので、同要綱第 11 条の規定により届け出ます。

記

認 定 番 号	第 号		
認 定 年 月 日	令和 年 月 日		
分譲住宅団地の名称			
所 在 地			
用 途 地 域			
工事竣工年月日	令和 年 月 日		
敷 地 面 積	m ²	住 戸 戸 数	戸
子育て応援に関する コ ン セ プ ト			

(様式第8号)

住 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

印

埼玉県子育て応援分譲住宅認定取消書

次の分譲住宅団地について、審査の結果、埼玉県子育て応援分譲住宅認定制度要綱の認定基準に適合しないことが認められたため、同要綱第12条の規定により認定を取り消します。

記

認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	令和 年 月 日
分譲住宅団地の名称	
所 在 地	
子育て応援に関する コ ン セ プ ト	
理 由	